



令和 8 年 9 月 1 日

議 案
(そ の 2)

9 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第 35 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 水海道総合体育館空調設備及びその他改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 262,900,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 茨城県常総市五郎兵衛新田町 574
株式会社秋葉工業
代表取締役 秋葉 一郎 |

提案理由

本案は、去る 8 月 27 日に一般競争入札を行った水海道総合体育館空調設備及びその他改修工事について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

◎議案第 35 号 工事請負契約の締結について

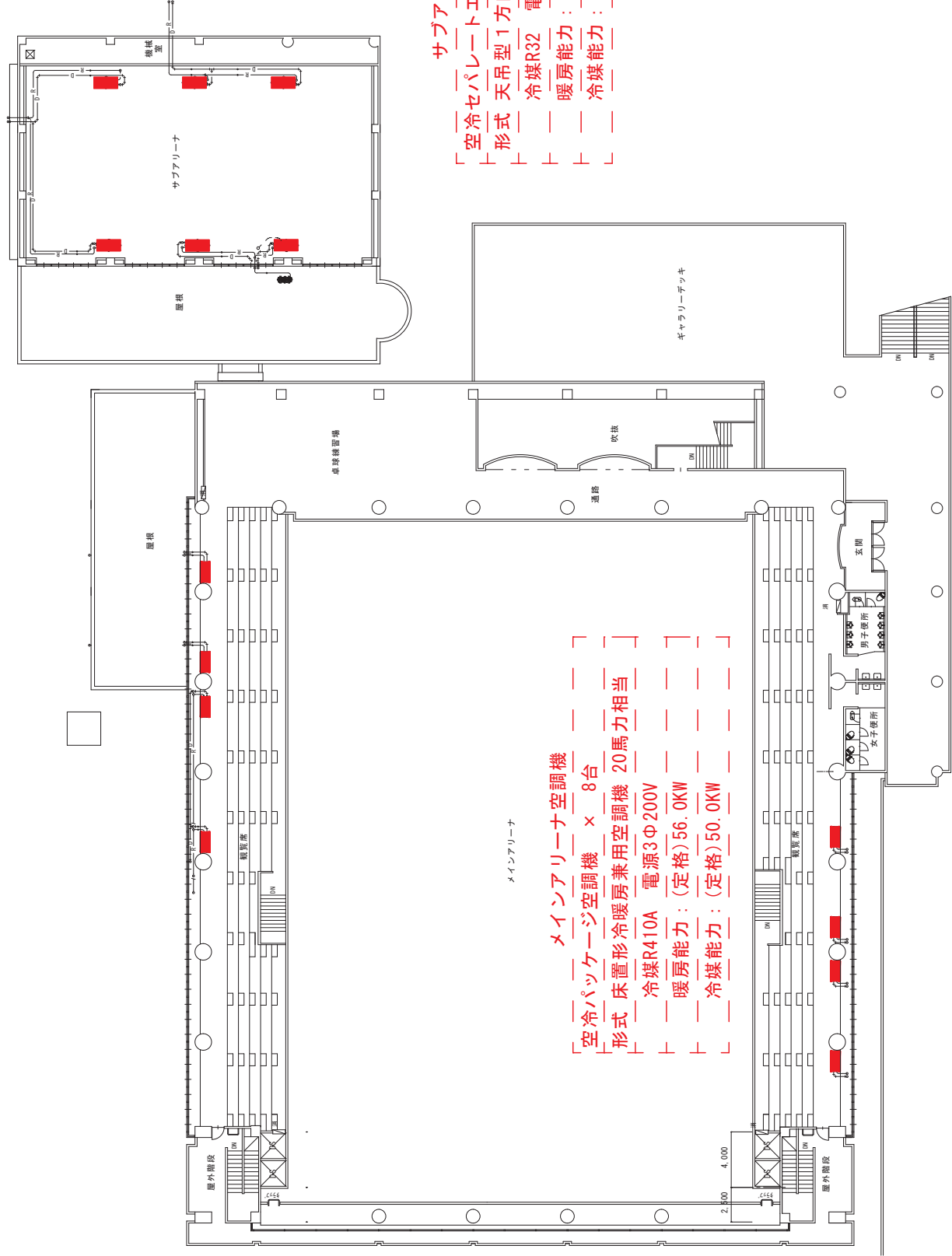
水海道総合体育館は、昭和 60 年の建築から 41 年が経過しております。

本件は、主競技場の空調設備が以前より不調であり、大会等の運営にも支障を来していることから、当該設備の更新を行うものであります。併せて、副競技場への空調設備の新設、及びこれらに伴う受変電設備（キュービクル）の更新工事を行うもので、令和 10 年 3 月末日の竣工を予定しております。

本工事に係る入札につきましては、条件付一般競争入札とし、入札参加形態及び参加資格等に係る公告を令和 8 年 7 月 21 日に行いました。これに対し、株式会社秋葉工業を含む 3 者から入札参加資格確認申請があり、常総市建設工事等指名業者選考委員会において審査を行った結果、適格と認められた業者により 8 月 27 日に入札を実施いたしました。

その結果、株式会社秋葉工業が 2 億 6 千 2 百 90 万円で落札したため、常総市契約規則第 26 条第 1 項の規定により仮契約を締結いたしました。

つきましては、本契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。



メインアリーナ

メインアリーナ空調機

空冷パッケージ空調機	×	8台
形式	床置形冷暖房兼用空調機	20馬力相当
冷媒	R410A	電源3Φ200V
暖房能力	:(定格)	56.0KW
冷媒能力	:(定格)	50.0KW

サブアリーナ空調機

空冷セパレートエアコン	×	6台
形式	天吊型1方向(ツイン)	10馬力相当
冷媒	R32	電源3Φ200V
暖房能力	:(定格)	28.0KW
冷媒能力	:(定格)	25.0KW

議案第35号関係

工事名	水海道総合体育館空調設備更新及びその他改修工事
図種	空調機位置図(2階平面図)
縮尺	1/150 (A1) ・ 1/300 (A3)

建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 水海道総合体育館空調設備及びその他改修工事
- 2 工 事 場 所 常総市坂手町
- 3 工 期 議会の議決を得た日の翌日 から
令和10年 3月17日 まで
- 4 請負代金額 ￥262,900,000-
うち取引に係る消費税 ￥23,900,000-
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 契約金額の1/10以上
- 6 支払条件 前金払：請負代金額の40パーセント以内
中間前払：請負代金額の20パーセント以内
部分払： 回以内
残 額：竣工払

上記の工事について、発注者と受注者は、おののお対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

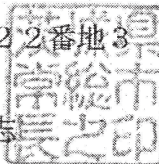
令和8年8月27日

発 注 者

茨城県常総市水海道諏訪町322番地3

常総市

常総市長 神 達 岳 志



受 注 者

茨城県常総市五郷新田町574

株式
会社

秋

薬

工

業

代表取締役

秋

薬

一 郎